## 平成30年度第2回権利擁護専門部会

- 1. 日時 平成 30 年 11 月 13 日 (火) 午前 10 時から
- 2. 会場 千葉県教育会館 本館 6 階 604 会議室

#### 3. 出席者

(1) 委員(18名中17名出席)

蒲田委員(部会長) 白井委員(副部会長) 池永委員 稲岡委員 稲阪委員 植野委員 管野委員 酒井委員 坂本委員 佐久間委員 渋沢委員 髙木委員 滑川委員 濵本委員 藤尾委員 山岸委員 吉井委員

(2) 千葉家庭裁判所

山内主任家庭裁判所調查官 山本主任書記官 秦裁判所書記官

(3) 県

萩原障害者福祉推進課長 岡田障害福祉事業課長 小菅共生社会推進室長 他

#### 4. 議題

- 1. 開 会
- 2. 議 題
  - (1) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について
  - (2) 障害者差別解消法に基づく平成29年度の相談件数及び 平成29年度広域専門指導員等活動報告書について
  - (3) 障害者虐待防止通報啓発シールの作成について
  - (4) 成年後見制度について
  - (5) 成年後見制度に係るアンケート調査について
  - (6) 権利擁護としての成年後見制度の利用について
  - (7) その他
- 3. 閉 会

#### 5. 議事における意見及び質疑応答

議題(1)地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

## 【植野委員】

アンケートでまとめていただいたということだが、これは障害当事者に対応する形で対応 要領を作ったのかどうか、当事者団体も含めて聞いていただいたかどうかを確認したい。 地域協議会の中に当事者や団体にたった一人しか関わっていないという協議会もあるよう である。組織体にそれぞれ違った障害者の方々が入っているのかどうかということも含め て、その辺も教えていただきたい。

## 【事務局】

こちらのアンケート調査に関しては、市町村を対象に平成30年4月1日時点での状況について確認した。各市町村において当事者団体の方も地域協議会には構成メンバーとして参加している。

## 【植野委員】

例えばだが、身体障害者、知的障害者、精神障害者、色々とあるが、それぞれの立場の方を出来るだけ幅広く委員となっているのかどうかが知りたい。障害当事者が様々な障害全てを代表して一人ということになっていないか、その辺十分に意見が反映できるかどうかが心配である。

#### 【事務局】

内閣府のアンケート調査について、内閣府のほうに報告している。おそらくアンケート調査の内容はもう少し詳細な調査となっており、構成員についての調べもあったと思う。 どのような状況になっているか確認したい。

#### 【山岸委員】

今後設置予定となっている佐倉市や茂原市等、割と大きい都市がまだ設置していないというのは、何か特別な理由があるのか。必要性がないから設置しないのか、その理由を聞きたい。

#### 【事務局】

資料は内閣府の調査の調査項目について落としたものであるが、設置するかどうかの予定 は調査しているが、市町村内部の事情等は調べていないようである。県としても市町村会 議等で設置を促しているが、内閣府は設置に関してアドバイザーを派遣している。まだ設 置されていない市町村からはそのアドバイザーを使ってアドバイスを受けたいという自治 体もあるようである。そのような取組を通じて設置を働きかけていきたいと思う。

## 【稲阪委員】

佐倉市がなぜ遅れているかというと、佐倉市の総合支援協議会は、植野委員からお示しがあったように、精神・知的・身体の障害の方が委員として入っていらっしゃる。各部会が5部会あって、その他にも関係機関連絡会議ということで、年2回、事業所や当事者会や民生委員等が集まった会議を開いているが、その方々にいかに分かりやすく説明して、ご理解いただくかということとを整備してきた。総合支援法、虐待防止法、障害者差別解消法というそれぞれの法律に沿った形で、佐久間先生からご指摘いただいたように、まず法律を知っていただいた上で、分かりやすく提示が出来ないかということを考えてきた。それぞれの法律の条文を並べて、どのような形で設置し、すでに立ち上がっている協議会との整合性をどのようにつけるかという議論もしてきた。一応、最終的に親組織の委員会で方向性は出て、関係機関連絡会議で当事者の方々や事業者の方々に説明してご理解を頂けたというところではある。しかし、ただ実効性のある組織となるかというところは微妙であり、他の部会との整合性で戸惑っている。決して何もしていないということではなくて、いかに市民の方々、当事者の方等に地域協議会を分かりやすく説明するという作業に戸惑っているということである。

# 【渋沢委員】

長生地域は2年程前から準備会という形で、1市6町村で千葉県障害者条例の地域相談員の方や、社会福祉士の方、弁護士の方と議論してきた。稲阪委員が仰られたとおり、作ればいいということではなく、作った後に実効性がある集まりになってくれるような仕組みをずっと考えている。ようやく担当者の間で、法律等について、身の周りでどんなことに起きているかが見えてきたという実感である。仕組みとしてはこの6月に総合支援協議会の全体会があったのだが、そこで位置付けをすることとなった。長生郡内では地域協議会は6月1日では設置済みとなっている。併せて、私は内閣府のアドバイザーを少しお手伝いさせていただいているが、今年度自治体としては7市町村から内閣府に派遣の希望がある。県内では習志野市が派遣の希望をされている。

# 議題(2)障害者差別解消法に基づく平成29年度の相談件数及び 平成29年度広域専門指導員等活動報告書について

## 【滑川委員】

基本的なことかもしれないが、資料2の障害者差別解消法に基づく相談件数について。この相談と県の障害者条例の広域専門指導員との連携についてどのようになっているのか教えていただければと思う。

#### 【事務局】

障害者差別解消法が出来たことにより、各市町村でも障害者差別に係る相談を受けるようになった。市町村に相談が入り、市町村のみで対応して終結する場合もある。しかし、相談に対してどのように動けばいいのだろうかということで、広域専門指導員に助言を求められることもある。逆に広域専門指導員に相談が入った場合でも、市町村において共通理解をしたほうが良いと思われる事案等については、最初から市町村と一緒に対応させていただくこともある。

## 【滑川委員】

県対応事案の108件は県に相談が入ったものであると思うが、この108件の相談と広域専門指導員との関係を教えてほしい。

#### 【事務局】

この数値は市町村に調査を行い、一年間に差別の相談の件数、事例等を確認とらせていただき、その中で広域専門指導員が関わった事例数等とも全て整合性を図り、県単独で対応した件数が108件ということである。

# 【植野委員】

高齢者に関することでの質問である。資料の一覧表、年齢別の部分。現在、障害者の数は全体の70%は高齢化している。しかし、表を見ると高齢者からの相談が少ないことを危惧している。広域専門指導員の活動報告書の16ページを見ると、連携機関に相談支援事業所は入っているが、地域包括支援センターは入っていない。会議後半には成年後見制度の議題もあるようだが、この16ページには民生委員も出てきていない。高齢者から相談が少ないことはどのように考えているのか。

#### 【事務局】

広域専門指導員等活動報告書16ページは、連携機関等について計上させていただいてい

る。地域包括センター等はその他に計上されている。

## 【植野委員】

高齢者からの相談が少ないことについてはどのように考えているのか。

## 【事務局】

実際に相談があった件数を計上させていただいている。今回の調査では高齢者からの相談 が少ないという結果であった。

## 【植野委員】

高齢者からの相談が少ないことを危惧している。総合支援法の考え方では自立を促すということが基本的な理念である思うが、介護の観点からはそれだけではなく、別の視点も必要である。高齢者の方が自分から相談できるということがやりづらいという状況もあるかもしれないということで、大変危惧している。

## 議題(3)障害者虐待防止通報啓発シールの作成について

#### 【植野委員】

提案ということになるが、非常にこのようなシールはいいと思う。ヘルプカードもあるので、そこに張り付けるという方法もあるのかなと思う。なかなか発声できない障害者の方もいらっしゃるので、そのような意思表示の仕方もあればいい。

- 議題(4)成年後見制度について
- 議題(5)成年後見制度に係るアンケート調査について
- 議題(6)権利擁護としての成年後見制度の利用について

#### 【渋沢委員】

この会議は社会福祉士会の立場で参加させていただいている。県社協が開いている成年後 見制度利用促進マニュアル作成委員会の会議には、中核の会長の立場で参加している。本 人の利益のために成年後見を使うのは理念としては分かるが、実際に使うことで、本人の 権利が阻害されていることも多数ある。成年後見制度利用促進マニュアル作成委員会では中核の代表として参加しているため、中核福祉センターの連絡協議会の中で、この問題をどう考えるべきか協議している。地元の弁護士の方からも意見を聴いているが、皆ただ単に促進することについてはとても反対している。私も反対の立場です。昨年度行ったアンケート調査についてだが、県指導課が丁寧に纏められているなと思う。色々と興味深いところもあったが、最後の後見についての課題とか、その部分の洗い出しをすることが最初にやるべきことだと思う。マニュアルを作成する前に、制度そのものの課題や運用上の問題点等を検討することが重要であると思う。

## 【池永委員】

アンケート調査がしっかりまとめられていて、大変だったと思う。資料20ページの中の質問の項目で、⑤であるが、自分と親族というのを一括りにしてしまっているような感じがする。時に親族は利害が一致するわけではなく、むしろ対立することも少なくないと思う。自分と親族を分けたような質問であったほうがシビアな質問になったのではないかなと感じた。

## 【佐久間委員】

まず、池永委員の御意見だが、申立人が自分のために使えると勘違いしている場合もあるということだと思う。ご本人以外にご親族の方の為に使えると誤解している人もいるのではないかという問いではないか。

#### 【事務局】

質問項目については前任者が作成したものであるが、佐久間委員の仰るとおり、申し立てる方、親であったりするケースが多いかと思うが、財産を自由に使うということが多々あるのかなと思う。そのような部分を実態把握のために作った項目であると思う。

#### 【佐久間委員】

成年後見制度そのものについて誤解もあり、制度を使うべきはずの方が零れ落ちていくということも多いと思う。また、渋沢委員へのコメントとなるが、先ほど家庭裁判所の方が、制度を利用する場面ごとに分けて説明してくださったと思っている。利用促進の目的は、緊急対応として成年後見制度を利用しなければいけない場合に、早急に体制を整えなければいけないということだと考える。それとは別に、お時間があったりお金があったりする方が、今後この子のために、親なき後にどうしたらいいのかと考えていく場合がある。このような積極的な権利擁護のツールとして、成年後見制度を使う、使わないという議論と

は場面が違い、緊急対応でどうしてもということで受任する場合も多いので、今後は、質の高い専門職を養成していきたいと考えている。しかし、安易に成年後見人をつけてしまったということで、弊害が出てきている場面があることも確かである。先ほどのように準備期間があり様々なことを検討してから制度を利用する場合もあるため、議論においてはどの場面、どのパターンを話しているかをきちんと区別すべきと思う。育成会の方ともよくお話しするが、30代のお子さん、40代のお子さん、50代のお子さんで、関心度が全く違い、切迫度も違う。50代のお子さんをお持ちの方が、30代のお子さんお持ちの方に助言していることもあり、また逆もしかりであるが、危険と感じることもある。それぞれの状況や必要性等を区別して議論していかないと、「成年後見制度って駄目だよね」や「やっぱり必要だよね」等、直線的な議論になってしまい、充実した議論ができないと感じている。

## 【髙木委員】

木更津市社会福祉協議会では、法人としての後見を約30件お受けして、市民後見人の監督人を7件お受けしている。私たちの状況の中では、成年後見制度を利用して、生活状況が良くなって、笑顔が輝いてという事案もある。そのため家庭裁判所様のご説明にあったとおり、周知啓発が大切だと思う。その中での意見だが、資料4-1の成年後見人等と本人の関係件数のところで、親族後見が少なくなってきていることが分かる。また市民後見人は298人とあるが、まだ少なく、地域が限定されていると思う。市町村や市町村社協で成年後見を進めていきたいという考えはあると思うが、制度の内容も難しい。県として市町村に対して、技術的な支援等をする方針はあるのか。

#### 【事務局】

社会福祉協議会に対しては、法人後見を受任することについての研修会等行っている。市 民後見人養成・育成については県指導課では担当していない。高齢者福祉課では市町村が 養成する場合に補助をするような事業を行っている。しかし、アンケート調査の結果見て も分かるように、市民後見人の養成について手を挙げている市町村が少ない状況であるた め、周知を通して実施を促していくということが重要だろうと思う。

#### 【滑川委員】

私はこの権利擁護専門部会の委員の立場とは別に、特定非営利活動法人PACガーディアンズとしてのメンバーとして成年後見制度に関わっている。PACガーディアンズは船橋市の障害福祉課から障害者成年後見支援センターの委託を受けており、障害者の方からご相談を受けた際に成年後見制度が本当に必要なのか、それとも成年後見制度以外でも支援

できる方法があるのかというところを本人と一緒に考えながら、この制度の促進をしている。その中で渋沢委員のお話にもありましたが、この利用促進法の中には、成年後見制度 以外にも必要な権利擁護支援を行う制度等について検討を行うとあったと思う。そのよう な部分も県のマニュアルにも成年後見制度以外の権利擁護支援の在り方について反映させ ていただくような議論を深めていただけたらと思う。

## 【渋沢委員】

闇雲に成年後見制度利用促進に反対しているわけではない。マニュアル作成委員会はあくまでも市町村が中核機関作るためのマニュアルを作る委員会であり、成年後見制度の課題についての議論する場ではない。各自治体で中核機関を作り、成年後見制度の利用促進を図っていくのは、まだ時期として早いのではないかと思っている。先ほど佐久間先生の言われたこと含めて、賛成か反対かではなく、現状の良いも悪いも話し合う機会が必要だと考えている。県としてそのような場を作っていただきたい。

## 【植野委員】

大切なポイントは意思疎通という部分である。ご覧のとおりこの会議には手話通訳者が居て、私も意見が言え、皆さんの意見も聞ける。会議に参加できるということである。しかし、成年後見人の場合は意思決定支援というものが必要だと思う。また、その前に意思形成支援というプロセスが非常に重要であると考える。皆さんにとってはご存知のことと思うが、現場では聴覚障害のある被後見人の方が困っているのに手話通訳も依頼しない、手話通訳のことも知らない、配慮もしない、そのような現場の大きな問題もある。渋沢委員が仰るとおり、成年後見制度の方法論を学習する場や、検証の場が必要であると考える。そのような議論をせずに促進と言っていても、後見人が本人の意思を尊重しないで進めていくという現場が出てきてしまう。制度の促進も大切ではあるが、そのような基本的な意思形成、意思決定という部分もぜひ着目していただきたい。福祉サービスにおける意思決定支援のガイドラインもすでに国から出ていると聞いている。認知症のガイドラインも出ているという状況がある。ぜひそのようなところ踏まえた検証等をお願いしたい。

#### 【吉井委員】

裁判所からお話があったが、安易な成年後見制度を促進や、その中で話が進んでしまうということは危険かなと思う。また、専門職による適正な利用についてであったり、どうしても成年後見が必要な方に届けたりというところも大事かなと考える。権利擁護専門部会としてそのような部分をしっかり伝えていくべきである。今まで以上に多くの方が成年後

見を活用する。私の中では「促進」という言葉が一人歩きしてしまうのが恐いなと思っているが、適正な利用には裏表がある、危険性もあるということ、権利擁護専門部会でもそのような部分を検討していくべきだと思う。